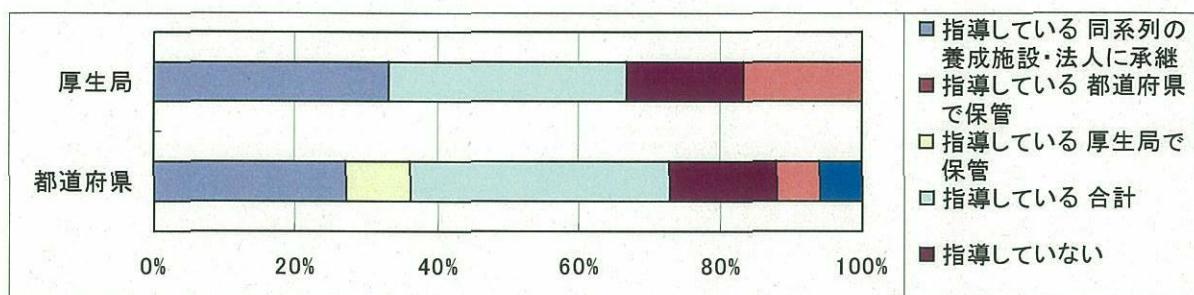


5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

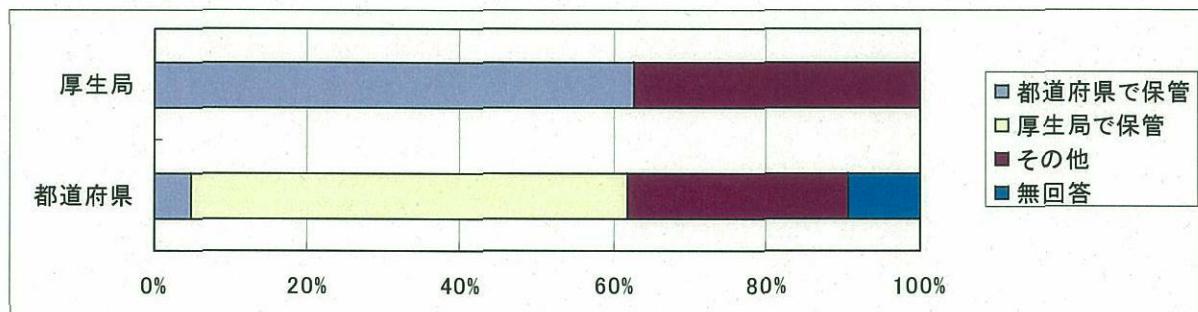
養成施設が廃止された場合における過去の在籍生徒の学籍簿等の保管について、「同系列の養成施設で保管する」よう指導している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

また、承継する養成施設または法人が存在しない場合は、「都道府県で保管」としている厚生局は5件（62.5%）都道府県は1件（4.8%）となっており、「厚生局で保管」としている厚生局はなく、都道府県は12件（57.1%）となっている。

「その他」とした厚生局3件（37.5%）、都道府県6件（28.6%）は、
・厚生局と都道府県で検討が必要
・廃止した養成施設の設置者が保管
・養成施設協議会等養成施設団体が保管
としている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 厚生局での保管

厚生局で学籍簿等を保管することについて、4件（50.0%）が「不可能」としており、その理由として、

- ・個人情報の観点から不適当
- ・紙媒体では分量が多い
- ・保管場所が困難
- ・都道府県で保管することが適切

としている。